

## 第5回総則検討部会

- 1 と き 平成22年10月14日（水）午後7時30分～9時30分
- 2 と ころ 西脇市生涯学習まちづくりセンター マナビータ・ホール
- 3 出席者 部会長、委員6名、事務局
- 4 協議内容

### (1) 前回のふりかえり

前回は、位置付け、体系化、見直し、広域連携と前文について、どのような項目を入れればいいのかワークショップを行いました。位置付けでは、自治基本条例は、西脇市の全ての条例の最上位に位置する最高規範で、他の条例をチェックする機能を持ち、条例を体系化するものであるという話がありました。

見直しは一定の期間で4年以内、または総合計画の見直しと併せて行う。これも、検証して必要があれば改正する。検証の際には、市民の意見を反映させるため検討委員会などの組織をつくって進めていくという意見がありました。

広域連携では、国や他の自治体と対等であるということと、色んな形があるので、具体的に書かず広い意味で積極的に連携するという意見がありました。

前文では、市民の誇り、西脇市とは、自治基本条例の目的などの項目ごとに意見をいただき、それらを参考に宿題で前文を考えていただきました。

### (2) ワークショップ

#### (部会長)

今日は前文と各項目の条文原案の検討を行います。

宿題で前文案を提出いただきましたが、これを拝見するともう完成と思えるぐらいよくできています。少し文面を調整すれば使えると思います。

最終的に一つにまとめることとなります。内容はほぼ共通しているのですが、ニュアンスやどこに重点を置くか、コンパクトなものから少しボリュームのあるものまで色々あるので、一つずつ読んでいただきます。No.1をお願いします。

#### (委員)

～前文委員案No.1を読み上げ～

#### (部会長)

非常に格調の高い、立派な前文で、このままでもいいと思います。

最初に西脇がどんなまちか、それから変化の激しい時代背景がまとめてあり、それに対してどうするということが書いてあります。

それから歴史、伝統産業、地域に根ざした文化が自然と調和されているというようなことが「ええまちやんか西脇」ということです。時代背景として、介護などの問題や少子高齢化などが押し寄せてきている中で大事なことは、一人ひとりの命の大切さ、人間の尊厳を大事にして、人権を尊重する心豊かな人づくり・まちづくりがキーワードとして挙げられています。次に、自治体として地方分権時代という背景の中で自治体の在り方が問われており、その中でどうするかというと「共育」という共に育ち合う思いで、支え合いというのが一つのキーワードになっています。それから自たちの手で、自らの意思でまちをつ

くっていくということが書かれています。そういう意味で市民が担い手になっていくことだと思います。それから市民が身近なところで決定する、いわゆる補完性の原則、そういう市民自治によるまちづくりが求められています。この自治の基本理念を共有し、共有しながら、地域の個性や自主性を尊厳した、活力あるまちをつくっていくという流れでつくられて、最後に西脇市の最高規範としてここにこの条例を制定しますと収められています。

(委員)

～前文委員案No.2を読み上げ～

(部会長)

コンパクトですが具体的なことも、これまでの議論も入っていると思います。

最初に歴史ある自然豊かなまちという共通認識、次に市民憲章を基に基本的人権をベースにしながら支え合い交流し合う。同時に共に育つ共育を掲げて、それを次の世代にということ、時間軸を大事にしていこうと書かれています。

次に、非常に重要なことで、市民の信託とあります。市は、定義で出てきますが、市役所、議会を含めた全体で、市民の信託により、色んな権限や訴えに基づいて政策をつくっていくということですが、その基には、情報を市民と共有することによって市民も参加するということがあり、多様な主体と連携しながら、参画と協働のまちづくりを進めていくということです。

最後は、次の世代を担う子どもたちを育むまちをつくるために条例をつくりますという流れで書いてあります。これも非常に分かりやすい前文です。

(委員)

～前文委員案No.3を読み上げ～

(部会長)

最初は、特色ある文化や農業、産業等があります。それから「日本のへそ」ということで、へそとしての愛着。それから人間という面からとらえたボランティアということで日常生活の快適さをさらに実感できるまち、実感するということは大事だということ、述べてられています。また、低成長時代の中で少子高齢化、産業の衰退やニーズの多様化など大きな変化があることも押さえてあります。その変化の中で、地方分権が自治体にとって大きな課題になり、自己決定、自己責任が行政だけでなく、市民にも同じように求められ、それは行政依存から、改めて市民にとって自治とは何か、市民と市長、議会の関係をどうしたらいいのかということが問い直されています。それを受けて最後に条例を制定しますということになっています。

地域社会の抱える様々な問題の解決、それから全ての人が幸せになることをベースにしていくということで、自分たちも積極的に自己決定、自己責任を自覚しながらやっていく。同時に、信託した市の方もきちんと、市民の意思を反映できるような形で動かしていきたい、それが市民主体のまちづくりだということが述べられていると思います。

最後に、これまでのストックを後世に引き渡すということで、市民は自治の主体、主権は市民にという、市民自治の基本的な考え方をベースにしながら、情報共有や参画と協働をベースにしたまちづくりの仕組みや制度をきちんとつくっていきましょうということです。条例と言っても制度ですから、自治につ

いても制度ということで、きちんとつくりますということが謳われています。

最後は、決意みたいなもので、一人ひとりが主役になってやっていきましようという構成だと思います。

これも非常にいい、前向きな動きで、ダイナミックな捉え方をされています。

(委員)

～前文委員案No.4を読み上げ～

(部会長)

河底平地や河岸段丘という特色ある地形、日本の中心というのが「へそ」ですが、そういう特色ある地形もあるし、歴史と豊かな自然が、それも古代から連綿と生活を営まれてきたストックとして残っていて、生活水準もそれなりに高い。これはお金があるということではなく、豊かな生活ができているということだと思います。具体的には播州織が、ただ単に「昔は良かった」ではなく、ニューファッションという新しい形で再興するということが書かれています。

それから少子高齢化などがありますが、やはり特色のあるまちづくりは、人口は減るかもしれないが大事であるということです。

それから、ゆとりある生活、年代交流が盛んに行われている。人権が大切にされているということで、一言で言えば生きることの喜びが感じられるまちにしたいということです。そのためにどうするかというと市民が主体で特色あるコミュニティを活性化すると同時に、全ての世代が連携しながら生きがいを感じる社会をつくっていかうということで、この地域自治の最高規範として条例をつくりまます。地域自治の最高規範という言い方は、他の市民自治という言い方と少し違うので、見出し的に面白いです、議論が出るかもしれません。

原則としては、情報公開と共育、協働、財政の健全化、それから自主的な自治運営等々、これは原則の中に出てきますが、それを受けて書かれています。

(委員)

～前文委員案No.5を読み上げ～

(部会長)

これもコンパクトですが、最後に力強い決意が出ていていいと思います。

日本のへそや織物、黒田庄牛。西脇市と黒田庄町の両方を上手くまとめてあり、それらを大事にしながら先人たちの努力を次の時代に引き継いでいかうという、誇りも愛着も責任もあるという方向に進んでいきたいということです。まさにその郷土を愛する心によって、それを共育していかうということだと思います。身近なところから市政に参画し、協働のまちづくりを進めていかうと。

最後に、決意表明で自治の主体としての権利を自覚して、自主自立のまちをつくっていくためにこの条例を制定します、という流れになっています。

全体をご覧いただいて、どのように感じられたか、声に出して読むとまた違う感じがすると思います。市民憲章をいつも朗読されていますが、自治基本条例の前文も何かのときに朗読してもいいのではないかと。そうすると覚えてしまいきますから。自治というのはみんなで作らないといけないということが何となくわかるのではないかと。そういうことも大事だと思います。

文章はそれぞれ格調高く、親しみやすい言い方もされていますので、どれをとってもいいのですが、これをベースにしながら前文の文章を組み立てられた

らと思います。

感想をそれぞれ出し合って、最終的には事務局で案をつくってみなさんに検討いただいてまとめていく。その基になるように、読んだ感想をお願いします。

(委員)

一つの共通点として、西脇のまちは自然が豊かということと、加古川、杉原川、野間川が出てきていること。もう一つは、日本のへそ、日本の中心地ということをごなたも認識していることが大きなインパクトとしてありました。あとはそれぞれの書き方で、最後の最高規範という言葉とか、我々自身が参画と協働、こうすればいいなということが、全体にあるような気がしました。

それと最後に出ました、「共育」という言葉はいいと思いました。

(委員)

3本の川は、先ほど言われたようにそれぞれに入っていて、思いは少しずつ違うが、同じところがあるのをすごく感じました。

文章があまり長すぎると読む時にどうかということも思いました。

(部会長)

みんなで朗読するのなら、あまり長すぎると困りますが、今回出ている程度なら、大丈夫だと思います。

部会での認識は、全然違いがありません。みんな共通で重なっていますので、これは後で整理できると思います。

(委員)

最初は長すぎたので、他の人が書かれるだろうという部分は省いて、補完できるような前文をつくりました。一つ、東経 135度は日本の標準時に当たるということだけは入れておいた方がいいと思いこだわりました。というのは、やはり日本の中心はそれで成り立っているわけで、できたらその言葉は入れていただきたいと思う。そこから広がっているため日本のへそになるので、そうでないと意味が無いと思いました。

ここで抜けていたのは、「子育て」で、それは必要だと思いました。

一番網羅しないといけないところは、やはり今後の問題で、2段目のところにやはり主眼を置くべきだと思いました。

それから、情報公開の「公平な」というのは外したらいけないことだと思ったので、「公平な情報公開」ということを意識しました。

(委員)

文章の流れとして、起・承・転・結という4段階ではないのですが、起で西脇市の現状、伝統文化、培ってきたもの。承で、現状の問題。転で、その問題に対して我々はこうする。結でこの条例をつくっていきたい。という流れがあれば、入っているものを組み合わせていただいたらどうかと思います。

(部会長)

起承転結というのは、基本的に分かりやすい流れになります。起承転結で、最後にこういうものをつくりますという、決意を謳い上げるというのは、それぞれ出しています。その方が落ち着きがいいのかもしれない。

(委員)

3番の「一人ひとりが主役」や1番の「自主性の尊厳」とか、2番の「次代

を担う子どもたちを育むまち」など、人間が大切だというようなキーワードが入っているのがいいと思いました。

(部会長)

それらのキーワードはすごく大事で、それぞれ共通して「次世代」、要するに我々だけのまちではないという問題意識が濃厚に出ていて、やはり自治基本条例のベースには、それがあると思います。自治基本条例は、自治体の憲法で結構長く通用するものですから、次世代ということを抜きにしては語れないと思います。そういう意味では、将来のための仕組みを用意しておくことも大事なことです。各論の条項にも入りますが、そういう視点も念頭に置きながら、でも、前文にはそういう言葉をどこかに入れる。少なくとも次世代を育むとか、言い方もいくつかありましたけど、そういうことが必要だろうということです。

(委員)

みなさん同じ思いを持っているというのが全部の文章から感じられて、言葉は違うが言っていることは全部同じなのかなという気がします。

自治基本条例というものを多くの人に知ってもらって、「自分たちが自治をしていく」という意識を持ってもらうためには、あまり難しい文章が前文に来てしまうと、とっつきにくいと思うので、分かりやすい文章で、具体的になるべく噛み砕いて言葉を選んだ方がいいという気がします。

個人的に長文がくると、ちょっと拒否してしまうところがあるので、なるべく簡潔な文章の方が読もうかなという気持ちになれると思いました。

(部会長)

よくこれだけ綺麗にみなさんの考えが一致したと思います。みなさんが5回のワークショップで、つくっていきこうという思いを共有されています。考えはそれぞれ違いますが、根本で一致しているという委員会は、ある意味珍しい。西脇市民が全部そうならすごいまちになります。

ご指摘の、まずは分かりやすいというか、これを口に出して喋っても意味が分かるような言葉をつくりたいですが、なかなか難しいです。

(委員)

そのへんは流れやすくなってしまうので難しいところですね。

前文の性格というのは、やはり全体の思いを表していないと意味がない。だから、確かに分かりやすいというのは分かるが、我々はこれだけ検討した中でやったことですが、他人が見た場合、「なんだ、それだけか」と映る場合があります。我々は、やったから分かりますが、それはきちんと押さえておかないといけないことだと思います。

確かに、どのぐらいの量が読みやすいか、全体を表すというのは大きな問題になると思いますが、1ページを超えると多分長すぎと思うので、どれくらいになるかということになると、収まるべき字数というのがあると思います。だから、その背景だけはしっかり読んでおかないと、やはり憲法に当たる部分なので、その要因だけはきちんと押さえておく必要があると思います。

(部会長)

我々は広告の文章をつくっているわけではありません。広告の文章は、商品を褒めればいいのですが、前文には、思想が無いといけないと思います。

自治基本条例全体に連なる思想や哲学としか言いようがないものがあると思います。言葉で表すと「市民の自治」あるいは、言葉はすごくやさしいですけども、「命ある全てのものの幸せに」とか、まさに人権のベースになる言葉です。だから、やさしい言葉だけれども本当は深い意味を持っている言葉がきちんと押さえられて、指摘いただいた人間一人ひとりの尊厳を大事にしていくというのは、まさに日本社会全体の、世界全体の基底にないといけない発想なので、そういう思想をきちんと押さえているということが絶対必要だと思います。

キーワードにその思想が結構色濃く出ていると感じられると思います。だから、文章がすごく格調高くなっています。思想が無い文章は、あまり格調高くないので、そういう意味ですごくいいと思います。

その思想は沢山入っているので、もう少し整理が必要だとは感じます。前回のワークショップに出てきたキーワードが、基本的にどうしても必要な思想に該当します。要するに市民の決意表明で、行政にお任せではなく、自分たちでまちをつくっていく。そのときは、それぞれの人を大事にしながら一緒にやっていくというのが、ベースにあるので、それが非常に重要な西脇市の思想です。それがこの条例の西脇市らしさという気がします。思想があるといっても、そんなに難しい思想ではなく、人間が生きていくために何が必要かということを書いていくわけですから、多分分かりやすい。それは難しい言葉で言うか、平たく言うかということはありませんが、平たく言ったから分かるというわけではなく、思想がきちんとあればそれなりの言葉を使えばいいと思います。でも、難しい言葉よりは、やさしい言葉の方が気軽ですので、そのあたりの言葉もこれから考えないといけないです。

他に何か、ポイントで押さえておきたいことはありませんか。

(委員)

次世代は入れないといけないと思います。子育ての問題、それはある段階で、世代間でいいのか、将来性で押さえられるのか。それを現在に直すと子育てという問題が出てくると感じるので、どこかに入れた方がいいと思います。

(部会長)

それは子育てになるのか、ちょっと子育てというところ…。

(委員)

言葉は別にして、少なくともそのニュアンスだけは包含しておきたい。

(部会長)

堅く言えば、持続可能性ということで、この言葉をいきなり使うか、次世代というような視点で入れるかというのは、表現の仕方、文章を書いてみたら、どちらの方がしっくりくるかということもあります。持続可能性も将来のことを考えて暮らしやすい社会をつくっていきましょうということですから、それを具体的に言えば子育てになります。子育てだけではなく、若い人で仕事のない人が多いという指摘もありますが、そういう人たちが仕事ができないと次の世代に繋がっていきませんから、それも含めたものが求められています。それだけではないかもしれませんが、やはりきちんとした基礎には思想として持っておきたいというところです。

(委員)

やはり基本的人権の尊重というのが一番ベースにあると思います。それが主流になっているのではないかと。

それと、私たちの手で市をつくっていくという思いです。

(部会長)

基本的人権は、憲法でも書かれていて、基本的人権には、人が生まれながらにして持っている自由権もありますし、最低限の生活は保障されるという社会権などはむしろ自治体の役割が大きいです。生活保護もお年寄りの体が動かなくなったりした時、いかに介護するかということもそういう社会権の一つです。

そういうものを本当は、言葉として入れてなくてもいいのですが、人権の中にあるということ認識しておいてください。他に何か付け足すことは。

(委員)

起承転結みたいな感じで、過去、現在、未来というのが、歴史というので最初の方に書いてありますし、現在、こういう現状ですということも書いてあって、最後に、未来志向でその前文が書かれたらいいなという感じはあります。

(委員)

私も他市の前文を読みながら考えたのですが、やはり分かりやすい文章と言いつつも、基本条例の前文ですから、それなりの風格みたいなものがあっていいのかなということと長さも今出ているこのぐらいならいいかなと思いました。

それから、やさしい言葉で書いてある前文もありましたが、今ここに出てきているような内容や書き方なら、どなたも分かるような内容だと思いました。

(部会長)

「ですます調」で書いてありますが、全体でまた議論しないといけません、条例の文章を「ですます調」にするのか「である調」にするのか、そのあたりは議論が必要です。前文は、「ですます調」がいい。

前文は、朝来市でも「します」となっていますが、条文はやはり「しなければならない」というのが多い。新潟市の自治基本条例は、「ですます調」で書かれています。そんな例もあるので、どちらでも書けると思います。そういう堅い文章の法律用語的な形が書きやすいのかもしれませんが、別にそれは敬体でもいいです。これは全体会で、また議論して決めればよいと思います。

これをベースにして、今の議論があれば、文章を書くのは難しいですが、一つ思想は共有されたと思いますので、そういう意味ではやりやすいと思います。

(委員)

こんなことは言われなくてもと思われると思いますが、いわゆる否定的文章より肯定的文章「しなければならない」ではなくて、「しましょう」とか、「していきたいものである」とかいう表現の方がいいのではないかと思います。

(部会長)

前文は一種の宣言ですから、あまり否定的に書くと宣言になりません。できるだけ前向きの文章を、あまり空疎な前向きではよくないので、きちんとした前向きの哲学的思想があるものでないといけないと思います。

次に条文ですが、この部会に託されたものは、目的から広域連携まで、たく

さんあります。最初に全部を読んで、頭に入れてから、議論に入ります。  
(事務局)

～資料1を読み上げ～

(部会長)

これまでの意見を条文にまとめましたが、条文にすると「なんだ、これだけか」みたいなことになります。ということは、どこの自治基本条例も、この条文の裏には、結構いろんな議論がされているということです。

これまでの議論を思い出しながら検討に入っていきたいと思います。

まず、目的ですが、主権者である市民の権利を明らかにするとともに、市民及び市の果たすべき役割や市政運営の仕組みを定めるということで、これは憲法第92条の地方自治の本旨に基づく自治を実現してということになります。一つは主権者たる市民の権利というのが非常に重要で、そこを第一に挙げるというのが、まさに思想です。主権者たる市民が第一です。その代わり、権利があると同時に責任も持たなければいけない。市民が選挙で首長、議員を選ぶのですから選んだ責任もあるわけです。首長が悪いとか、議員が悪いとか言っても、誰が選んだかという話にならざるを得ないです。

(委員)

それでいくと、目的の2行目のところに「義務」を入れたらどうですか。確かに大きな問題あるとは思いますが、考えてみたらどうでしょうか。

結局、これは市民でつくるということを前文で謳い、色々検討した中で、権利というのは義務を伴うべきだろうと思うので、あえて条文に入れるのはどうか。権利と義務というのは、やはりこの自治基本条例において市民がつくるという建前上、考慮すべきではないかと思います。

(部会長)

対象として一つ挙げて、全体会で少し意見を聞きたいということですか。

市民の責務は他の部会で検討しているので、そこと関係あるのですが、目的であまり義務というのを入れている例はないと思う。責務はありますけど。

(委員)

確かにそういうことはありますが、せっかく最高規範として自分たちでつくと謳い込んでいるので、その見解だけはどこかで反映したい。

(部会長)

納税や教育の義務は、憲法に書かれているのですが。自治体で義務をどれだけ課すことができるのかというのがあるので、具体的にしなければ、あまり書くのもどうかと思うので、そこは全体で議論しないといけないと思います。

(委員)

責務は明確ですが、義務と思い込んでやってみても、少し検討する必要はあるのではないかなと思います。

(部会長)

全体会の議題に挙げたいと思います。他に今の件に関して、義務という言葉を入れるべきか、入れざるべきかという意見があれば。

(委員)

謳い込むのは初めてだと思いますが、ここを自分たちがやらないといけない



というふうにやっているのですから、謳い込んでも別に間違いではないと思いますので、検討することは必要だと思います。義務を課すということになりますので、それだけの覚悟というのは必要だと思いますが。

(部会長)

法律で書いてしまうと、しなければならないです。まちづくりの参加も義務とするとある意味で非常に怖い。怖いというか、強制力が発生します。

(委員)

「これに参加してください」と打診があると断れないことになってしまう。

(委員)

昔は、日本にはあったのですが、それが無くなったから、無茶苦茶になってきたことも事実です。例えば、溝普請などは出るべき義務があって、今は出不足金となるから、免罪符になっている。だからグチャグチャになっています。そういう部分があることを感じて検討する必要があるのではないのでしょうか。

(部会長)

溝普請は、別に法律で決まっているわけではありませんが、暗黙のルールとして義務化されています。出られないときは、多少の対価で免除してもらおうとか、お年寄りの場合は出なくてもいいとか、そのへんは結構融通が利いて、本当に色んな状態をみんなが分かっていますから、本人が絶対に出られないのであれば、それは自然に免除されるというルールもありました。そういう意味で、昔はすごく自治力があったと言えばありました。

義務という言い方をするかしないかは別にしても、議論はしておく必要があるということでも挙げていただきました。これは全体会で出したいと思います。

地方自治の本旨が何かというのは、条例の中で説明するのは難しいから、解説の中で説明することになります。

きちんと法律的に定義しなければならないのは、その次の項で、権利・義務に関わってくる部分もあるので、きちんと定義しなければなりません。一般的に使われている難しい言葉は解説の中で定義していくことになります。

目的というのは、まさに条例をつくるのですからそれほど違う目的があるわけではなく、ある意味で前文の文章と整合性がありますので、合わせて同じようなことを書いておかないといけません。前文も基本的には、なぜこれをつくるのかという目的、条例の趣旨を表すものですから、この文章とは共通します。

今、お配りしたのは、それぞれに関係する条例を色んな事例を挙げて、西脇風にアレンジしたものですので参考にしてください。

定義も今日お配りした資料を見ていただいても、このようなことが挙がっています。参画と協働が1つになっていたり、まちづくりが入っていたり。それをどう入れるかというのがありますが、まず、市民と市、執行機関あたりは、法律的にきちんと押さえておかないといけないので書いています。これはそんなに変わらない、市と執行機関はこういうものだということです。

(事務局)

市民の場合は、全部含めた幅広い意味の市民になっていますが、ところによっては、市民は在住者だけという解釈があり、別途に市民等という言い方で、この範囲にしているところもあります。

(部会長)

前回の議論では、最初は大きく書いて、この条例が適用される人たちの範囲を決めておいて、例えば住民投票の場合なら住民投票できちんとした範囲を定義する。特段の権利、義務が発生するときは、そこできちんとして定義するということになります。つまり、広くまちづくりをしようというときに、あまり区切ると、その人たちはまちづくりに参加しなくてもいいのかということになるので広くとっておいて、住民投票の場合は選挙権がある人にするか、18歳以上にするか、それはまた部会で議論していただきますが、そこで明確にしておかなければ市政が動きません。ここではできるだけ幅広く、まちづくりに参加する人たちということで挙げています。

いわゆる住民と、他市の居住者であっても市内で働く人、これも大きな市民です。それから、こちらの学校で勉強している人、ここで色んな地域づくり活動、例えば農業や環境だったり、田園空間博物館などで活動していたり、他にも市内だけではなく、他市町から来られている人たち。それから色んな団体でここで活動している人も市民ということですよ。

会社、商店等の経営者もちろん入っている。居住は隣町であっても、ここでお店を持っておられたら、その人も市民だということですよ。当然、事業者の責務が出てきたときに、住んでいなかったら市民ではないと言うと事業者も対象になる人とならない人がいてややこしいので、基本的には、市に関わっている人は一応全部を包含するような言い方になっていると思います。

(事務局)

市民の定義の中で、「者（もの）」が漢字と平仮名がありますが、漢字の方の「者」は、個人を、平仮名の「もの」は、法人と個人の両方を指しています。

(部会長)

次に参画と協働も書かれていますが、参画と協働を一緒にするのか、分けて書くのか。兵庫県は一緒に、ここでは分けて書いていますが、どちらでもいいです。中身的にはセットになっていることがあります。

一つ問題があり、協働の場合、市民及び市となっていますが、本当は市民個人でなく市民団体です。正確に言えば。市民個人が行政と協働するということがあり得ないです。団体と入れるのか、他市も入っていないですが。

(事務局)

市民の定義の中の団体というとらえ方をしているということはあるのですが。

(部会長)

そういう形で間接的に参照しているということになるので、本当は団体だけです、あえて市民団体と書かずに市民ということなのでしょう。ですから、これは個人の＝漢字の者ではない。だから解説などで少し付け加えないといけないと思います。

参画はまさに全政策プロセスに自主的かつ主体的に責任をもって関わるということが入っているのでもいいと思います。

協働の場合、対等の立場で相互に補完しながら協力しあうと、この協力という言い方もあまりしません。他市では、ただ役割分担とか、行政に対して協力するというイメージにとられるので、連携とかそういう表現になっています。

これまで協力というと、行政に対して協力するというイメージで使われていましたので、それを嫌がるというのがあります。また、行政の方も誤解してしまうので、何か、行政もみんな協力しているという、そういう話になってしまうので。お互い対等です。

確認しておきますが、市というのは、いわゆる地方政府としての市ということで、ここでは市民は含まれません。

最近、自治体という言葉は、市民も含んだ自治体という言い方をよくします。みんながまちづくりをするということで、新しいくくりができたりすると、市民、あるいは企業の行う公務的な側面も大事なことです。自治体の中に全部含まれています。これまで自治体と言え、市役所という機関としか認知されませんでした。この場合、市はいわゆる市役所ということで整理します。

これは市役所と付帯して主権者として市民がいるということで、市に対して市民が上位にあります。これは目的の書き方というのがあります。ただ、個人的に上位になるのではなく、市民の総体として上位であるということです。

次に、基本理念、基本原則は、全体会で色々意見が出ると思います。これはまた後で、どんどん修正がかかると思いますが、こういう形で書いています。

このあたりの説明は、条文だけでは多分よく分からないと思いますので、丁寧に説明しないといけないと思います。こういうところも逐一書き込めないのが、法律の苦しいところで、入れだしたら、膨大で読めないようになります。

(1)の補完性の原則については、ご存知のように、小さなところでは、町内の自治会でできることはそこで意思決定してやりましょう。できないことは、もう少し広げて校区とか地区、地域でやりましょう。それでできないことは市全体で、それでも無理なことは県とか国とか色々広がっていくということです。

市は、自治の原則を基本的に書いてこれを支援していく。市自らも改革を進めるなどというのは、あまり他には入ってない。なかなか面白いです。

(事務局)

これは伊賀市を参考にしています。例えば最後に「市民が主体となり地域の個性が生きた自治を」というのがあり、地域間の差というか、違いがあるということも踏まえて、それぞれの自治を形成するという意味合いもありますし、この一つの文で結構色んなことが含まれているということで参考にしました。

あと、基本理念に市民主権を入れようと考えています。

(部会長)

目的で主権者たる市民に触れているので、主権者たる市民というのはどこかにいると思います。主権者としての市民の中身というのは、ある意味難しい。法律上は、選挙や直接請求が主権者としての権利ですが、本当は自分たちで地域をつくっていくことが主権者としての権利です。それは法律に書かれていません。前文はそういう趣旨でできていますので、それを受けて、主権者たる市民というのが何かは理解できると思います。

市民主権を入れるかどうかは全体会でやりましょう。そういう議論になり、ここには入っていませんということで。

(2)は、理念としてはいいです。まさに、議論になっている次世代の話や、自然との共生の話もあるし。持続可能な循環型の社会をつくっていくと書いてい

ます。しかし、文章の組立が少し雑然としているので、整理すれば面白いキーワードになります。これは、西脇市の特性かもしれません。豊かな自然というのをどう生かすかという風に考えればどうですか。

この理念も前文と対応してないといけませんので、前文のものが入る。理念に挙げたのが前文に入るなど、お互いに整合性がとれないといけません。

人権が基本原則に入っていますが、理念に入れるという考え方もあります。一人ひとりが尊重される、というのは当然基本原則よりもあるいはもっと重い意味を持っています。

理念は委員長がおっしゃるように、西脇市でどんな価値を一番大事にするかということで、基本原則は、そのためのルールやツール、そういうものを整理するとなれば、人権はどちらかと言えば基本理念の方がいい。持続可能が入っているのなら、バランスよくする感じで、やはり人権もいるのかな。

人権という言い方をするか、一人ひとりの尊厳を、人間の尊厳をという前文に書いていただいたような、そういう言い方も綺麗な書き方かなと。法律的には尊厳と言うと、何か一人ひとりを大事にするような感じがします。

(1)は自治の理念を言って、(2)はまさに社会の持続可能性というか、ずっと将来にわたって繋がっていくということを言っている。それからその社会を構成している人間を一番大事にしていくことだという、これある意味、法律を超えた価値です。それを決めておくという3本柱というのも、綺麗だと思います。

(事務局)

団体自治検討部会では原則で挙げましたので、こちらで挙げています。

(委員)

この部会の検討としては、理念に入れてもいいです。それは全体会でどちらに入るかというのは決まるでしょう。

(部会長)

やはり人権は理念の方がいいと思いますが、一人ひとりの尊厳とか、そういう言葉も入れたい気もするので、もう少し練り直してみましよう。

性別等々にかかわらずという基には、やはり一人ひとりを大事にするということがすごく大事な話なので。

理念の方は人権を(2)か(3)かのどちらかに。流れで、(2)の方がいいと思うのでその方向で進めるということでお願いします。

原則は情報の共有と参画と協働だけになりますが、他市では、人権、情報、参画と協働というのもありますし、6つぐらい挙げているのもあります。

(委員)

地域分権を基本原則の中に入れたような気がします。基本的なこととしては、地域分権と共育と、それから情報公開が3本柱になっていたのではないかと。

(委員)

そういう議論をしてきたので、地域分権を入れた方がいいと思う。

(部会長)

地域分権を入れることにしましょう。

そういうことで、基本原則は3つで。共育というのは、こういうところに入れるのは難しいので、前文に入れます。

次は、最高規範性ですが、位置付けと次の体系化というところに書いているものが最高規範性です。前回も少しお話ししましたが、法律的に最高規範性を宣言するというのがポイントだと思います。ここであえて最高規範ということ宣言して、みんなが認める。それが、最高規範を担保するものですから。

多分西脇市の他の条例に、最高規範であるということを書いているものは無いはずで、ここだけで書かれていると思います。だから市民及び市もこの条例を遵守しなければならない。

それから特に、市については、他の条例や規則等の制定には、これをベースにしなさいとなりますが、条例等だけでなく、計画も基本理念と基本原則に依拠しなければならないです。計画で参画と協働、あるいは人権を無視していたということはありません。だから特に計画、あまり表に出ないものもありますが、やはり、きちんと反映しないといけないし、計画策定の段階で常に情報公開をしながら、策定をするときにいると思います。

(事務局)

「市における自治についての最高規範であり、市民及び市は、この条例を遵守しなければならない。」で、含まれるという考え方です。

第2項は、こういう改正で改廃というのがあったのですが、これはどちらかと言うと体系化の意味合いに近いものというふうに考えると、どこまで書くかという問題ですが、解釈で幅を持つのかどうか。

(委員)

遵守で含めるかどうかですね。計画も実施も。

(事務局)

そういうことになるので、この分が解説書に書かれるという形になります。

(部会長)

これは、特に市民が、きちんと言えるような根拠です。計画が基本理念や基本原則に違反していないか、齟齬をきたしていないかということを市民が言いたいときにその根拠として、自治基本条例の第〇条に書いてありますと。

(委員)

それなら、入れる方がいいような気がする。

(部会長)

しかし、計画と書いて、計画だけになると困ります。全部ですよ、計画だけではなくて、普段の事業、日常的な業務もこれを遵守しないといけないわけです。そういう意味では、この方が広く被せられるかもしれない。

(委員)

そうすると、抽象的になります。例えば、実施及び計画において何々という条項は入れられますよね。

(部会長)

あまり入れた条文を見たことがないですが、入れても別にいいです。

(委員)

遵守だけになってしまうと弱い感じがします。

(部会長)

被っているが市の計画だけではなく、その事務の実施というのか、総合計画

や各種計画、事務にしてもこの条例に基づかなければならない。あえて入れてもいいとは思いますが。

(委員)

交渉の際に遵守というのは程度の問題になる場合があります。それで結局、何かやる場合は、遵守しているということにはなりますが、実施段階において何かやる場合は必ず明確になっている方がいいです。

(部会長)

ある程度明確に示すというのは、まさに、主権者としての市民の権利をきちんと明らかにするという意味では入れておいてもいいと思います。

あとは、(2)の方はある意味で形式的な条項ですから、これはやはりこの形で書いておく方がいいと思います。最高規範性を担保するのはやはり市民の声しかないなので、この条例を尊重してということで整合を図らなければならない。

見直しですが、前回の議論で4年が妥当だろうと。もう一つは総合計画の改訂とリンクさせる必要があるのではないかという意見があり、そのどちらか早い時期に見直しということでした。そのためには市民参加が絶対に必要で、そのための組織を作ることでもできるということで、3本立てになっています。

他の部会で進捗管理ではありませんが、そういうことをウォッチする委員会をつくってはどうかという話は出ていますか。

(事務局)

出ていません。ここで前回お話した程度で、その分も足し込むかどうかというのと、多分全部会から出てきても、まだ漏れ落ちも当然あるでしょうし、今後検討していくということになると思います。

(部会長)

これも前回は議論した、総合計画なら進捗管理委員会が、年に数回されていますが、条例の場合は進捗といっても何が進捗かというのがよく分からないので、この上にあるような、その条例に基づかないような条例や計画があるとか、そういうことをチェックするところも、考えられないわけではないです。しかし、そうすると専門的な話になりますし、どういう言い方がいいのか。

いずれにしても4年以内に検討委員会が設置されるということがここにも書かれていますので、そこで議論するというだけでもいいのですが。

前回、みなさんが、むしろこれを周知させる方が大事ではないかと。条例を周知して、市民に理解していただいて活用していただく。活用の方というのは、なかなか難しいですが。理念や基本原則は、行政だけではなく市民の方に、あるいは地域の団体に適用されるべきものですから。情報の公開や人権尊重というのは、行政だけではなく、そういうこともやらないといけないということも含めて市民に理解していただくための組織が本当は必要です。

それは条例に載せる話ではなく、運用の話です。条例が制定、議会を通して施行すると同時に広報を行う組織が発足するといいいのですが。これは、条例に載せる話ではないですが。

(事務局)

春日部市が条例の普及ということで規定しています。

条文は、「市民と互いに協力し、この条例の普及啓発に努めます」というこ

とと、もう一つ、「市内の学校と連携し、この条例の主旨について子どもたちに学ぶ機会を設けるよう努めます」という書き方をされています。

(委員)

子どものときから、そういうのを知っていたらいいですね。

(部会長)

小学校というふうには書かなくても、何かそういう普及するものを。

それが永遠に続くかどうかというのは、よく分からないですが。普及した段階で、もう目的を達成したからこれを廃止するとなっても困ります。

問題提起としては面白いですし、ある意味大事なことです。それが条文に入っていれば、安心してできるわけです。組織として取り組むということを明言されていると動きやすいですから。市民の方も参加しやすいし。

広く普及するというのを1条設けましょう。ある意味で特色ある条文です。

連携は、前もそれほど議論はなかったのですが、ここに書いてあるぐらいのことだったと思います。上の条は、対等、地方分権の大原則を確認するという事で、対等だから、市が偉そうにするということではなく、適切な関係の協力で、お互いに協力し合って、西脇市、兵庫県、日本の発展ということで動くという主旨を書いています。これはこれでいいのではないかと思います。

(事務局)

前回の議論の中で、国際協力の話がありましたが、どうしますか。

(部会長)

国際協力というのも今の時代だから、いるのかなと。具体的にすぐに何をしろという話にはならずにある種の理念的なものにはなるかもしれませんが。

事例として、最後に「市は、国際社会に果たすべき役割を認識して広く国際社会との交流及び連携に努めなければなりません」というのがあります。

(事務局)

多分このような条文が入ることになると思います。

(部会長)

幾つかの追加条項や全体会で議論することも出していただきました。それを基にして修正することにします。

みなさん方もこれまでの議事録を見ていただいて、「こういう議論もあったけど、入れたらどうか」とかそういう話があればお出しいただきたいと思います。

部会の条文原案がほぼ固まってきましたので、全体会へ持っていける目処が立ちました。ご協力ありがとうございました。短時間ですけど、議論すればするほど、たくさん問題が出てきて、すごくいい議論ができて、いい文章になりましたので、みなさんのご協力とご助力の賜物だと思います。ありがとうございました。